

令和7年度地域包括ケアシステム基礎研修業務委託 仕様書

1 業務の名称

令和7年度地域包括ケアシステム基礎研修業務

2 業務の目的

県内市町村における地域包括ケアシステムを深化・推進させるため、地域包括ケアシステムに関わる市町村職員等を対象に、地域包括ケアシステム基礎研修を実施するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 概要

地域包括ケアシステムに関わる市町村職員等を対象に、地域包括ケアシステムの基本理念や制度概要などの基礎研修を実施し、地域支援事業全体の理解を促すものである。

また、地域支援事業を構成する各事業の関係性や事業間の連動を意識した研修を実施することで、地域包括ケアシステムの効果的な運用を支援するものである。

研修内容については、次のア～キを含むものとし、それぞれの事業の関係性や連動、多職種連携の重要性について、より実践的な視点で理解が深まる研修となるよう工夫するものとする。

ア 地域包括ケアシステム・地域支援事業の全体像（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）

イ 地域支援事業について①（介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業）

ウ 地域支援事業について②（介護予防・日常生活支援総合事業のうち、一般介護予防事業）

エ 地域支援事業について③（包括的支援事業のうち、地域ケア会議）

オ 地域支援事業について④（包括的支援事業のうち、生活支援体制整備事業）

カ ケアラー支援について

キ グループワーク

(2) 受講対象者

地域包括ケアシステムに関わる市町村職員、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター及び医療・福祉の専門職（医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャー、社会福祉協議会職員等）

(3) 時期・回数等

ア 回数：1回

イ 実施時期：5～8月

ウ 日程：3日間（1日目と2日目は動画またはオンラインで全日、3日目は対面で半日）

エ 参加者数：500人程度

(4) 実施業務

受託者は、県と十分に情報共有を図りながら下記の業務を実施する。

ア 研修の企画

- ・研修プログラムの作成
- ・研修日程の調整、研修会場の確保
- ・講師の選定、講師の依頼、講師との連絡調整、講師に対する謝金や交通費の支払い、講師との事前打合せ

イ 研修運営

- ・研修会場の確保、研修動画の撮影
- ・開催案内の作成・送付、受講者からの問い合わせ対応
- ・受講申込みの取りまとめ、受講者の決定、受講者リストの作成
- ・研修資料の作成・送付
- ・研修当日に必要となる消耗品の手配
- ・研修当日の運営（受付・司会進行等）・問い合わせ対応
- ・その他円滑かつ効果的な実施のために必要な業務

ウ アンケートの実施

受託者は研修内容を評価するためアンケートを作成し、研修終了後アンケートを実施するものとする。また、実施したアンケート結果は集計の上、原則2週間以内に県地域包括ケア課に報告すること。なお、アンケート内容は県と協議して作成するものとする。

5 留意事項

- (1) 業務を実施するに当たり、業務を統括する責任者を配置し、担当者等の人員配置等を明確にすること。
- (2) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 本事業の報告書に係る一切の権利は埼玉県に帰属するものとする。
- (8) 県が受託者を決定した後、委託契約を締結するに当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。